

市民税・県民税申告書の記入のしかた（1 所得編）

「1 収入金額等」欄 及び 「2 所得金額」欄 について

まず、ご自分の収入がどの所得種別に該当するかを確認します。そして、それぞれの所得種別について「1 収入金額等」欄に記入し、続いて各所得を計算して「2 所得金額」欄に記入します。

申告の際には収入金額や必要経費の分かる資料（各支払者の証明書・源泉徴収票・領収書・帳簿など）をお持ちください。

ア① 事業所得（営業等）	製造業・建設業・販売業・飲食業・サービス業などの営業及び医師・弁護士・外交員・集金人など自由職業による事業から生ずる所得です（※注1）。
イ② 事業所得（農業）	米・麦・野菜・花・果樹の栽培や畜産など農業により生ずる所得です（※注1）。
ウ③ 不動産所得	貸家・貸店舗・地代・駐車場などの貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得です（※注1）。
エ④ 利子所得	公社債等の利子や合同運用信託・公社債投資信託の収益の分配などによる所得です。なお、知人や会社への貸付金の利子は雑所得や事業所得になります。利子所得は収入がそのまま所得になります。
オ⑤ 配当所得	株式の配当及び公社債投資信託以外の投資信託の収益による所得です（※注2）。上場株式等に係る配当等（大口株主を除く）については、市県民税配当割として特別徴収され、原則申告不要となっています。（申告する場合は、総合課税と分離課税の選択ができます。分離課税の場合は、分離課税用申告書を提出していただくこととなります。総合課税で申告した場合は、配当控除が適用され、特別徴収していた配当割額が所得割額から差し引かれます。申告書裏面「8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に記入してください。）市県民税配当割が特別徴収されていない配当（未公開株等）については申告が必要です。 【記入上の注意】申告書裏面の「7 配当所得に関する事項」に記入してください。収入金額は税引き前のものです。必要経費はその株式を購入するために借りた負債の利子分のみです。
カ⑥ 給与所得	給与・賃金・俸給・歳費・賞与などの収入による所得です。給与の源泉徴収票の支払金額欄（源泉徴収票が複数ある方は、その合計額）が収入金額です。【別表1】にしたがって所得金額を計算してください。令和3年度から、対象者には所得金額調整控除が適用されますので、対象となる場合、【別表1】で給与所得を計算後、【別表2】の所得金額調整控除額を差し引いて⑥給与所得額に記入してください。所得金額調整控除①に該当する場合は裏面の「14 所得金額調整控除に関する事項」も記入してください。
キ⑦ 雑所得（公的年金等）	厚生年金や国民年金、公務員の共済年金、恩給、各種年金基金、企業年金などの公的年金等の収入による所得です。源泉徴収票の支払金額欄（源泉徴収票が複数ある方は、その合計額）が収入金額です。【別表3】にしたがって所得金額を計算してください。
ク⑧ 雑所得（業務）	ク 業 務・・・業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。
ケ⑨ 雑所得（その他）	ケ その他・・・上記キ（公的年金等）、ク（業務）に該当しないもの（個人年金など）をいいます。 【記入上の注意】申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。収入金額から必要経費を引いた残りが所得となります。
コ サ シ⑩ 総合譲渡・一時所得	コ 総合譲渡所得(短期)・・・機械・ゴルフ会員権・特許権や書画・骨董・貴金属などの資産の譲渡による所得が総合課税の譲渡所得です（※注3）。譲渡した資産の保有期間が5年以内のものが短期の譲渡所得です。 サ 総合譲渡所得(長期)・・・総合課税の譲渡所得のうち、譲渡した資産の保有期間が5年を超えるものが長期の譲渡所得です。 シ 一時所得・・・生命保険の満期（解約）返戻金、懸賞当選金品、競馬・競艇などの払戻金など一時的な性質の所得です。 【記入上の注意】総合課税の長期と短期及び一時所得について別々に所得を計算します。申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、それぞれについて申告書の収入欄と所得欄に転記してください。譲渡所得の必要経費は取得費用や譲渡経費です。総合譲渡所得の特別控除は収用など特別な場合を除き通常は短期・長期合わせて50万円が上限で、短期分から先に控除します。保険の満期（解約）返戻金の必要経費は払込保険料です。一時所得の特別控除額は50万円が上限です。

（※注1）事業所得（営業・農業）、不動産所得について、別紙の収支内訳書を提出してください。収入・所得とも収支内訳書のそれぞれの金額を記入してください。収支内訳書は市役所・税務署に備えてあります。

（※注2）公社債投資信託以外の投資信託の収益については、商品により取り扱いが違いますので、ご相談ください。

（※注3）土地や建物、株式などの譲渡による所得は分離課税の譲渡所得です。この場合には分離課税用申告書も併せてご提出ください。

【別表1】給与所得の計算

給与収入の合計額 A	給与所得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A÷4 B×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満端数切捨) B×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B ,000円 B×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円

【別表3】年金所得の計算

年齢	収入金額(A)	所得額
65歳以上 (S33.1.1以前生れ)	330万円以下	(A) - 1,100,000円
	330万円超～410万円以下	(A)×75% - 275,000円
	410万円超～770万円以下	(A)×85% - 685,000円
	770万円超～1,000万円以下	(A)×95% - 1,455,000円
	1,000万円超	(A) - 1,955,000円
65歳未満	130万円以下	(A) - 600,000円
	130万円超～410万円以下	(A)×75% - 275,000円
	410万円超～770万円以下	(A)×85% - 685,000円
	770万円超～1,000万円以下	(A)×95% - 1,455,000円
	1,000万円超	(A) - 1,955,000円

※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額引き下げ有
・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合…10万円引き下げ
・他の所得が2,000万円超の場合…20万円引き下げ

【別表2】所得金額調整控除（給与所得から控除）

	対象者	控除額
①	・給与収入が850万円超 かつ、下記(1)～(3)のいずれかに該当 ・(1)本人が特別障害者 (2)23歳未満の扶養親族有 (3)同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害	(給与等の収入金額※-850万円)×10% ※1,000万円限度
②	・給与所得金額と公的年金所得金額の合計額が10万円超	(給与所得※+公的年金所得※)-10万円 ※10万円限度

②について、①の調整控除の適用がある場合は①の適用後の給与所得から控除します

市民税・県民税申告書の記入のしかた（2 所得控除編）

まず、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入し、続いて「4 所得から差し引かれる金額」欄に記入します。

⑬ 社会保険料控除	社会保険料（国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料など）の支払金額が対象となります。小規模企業共済等掛金控除のある方で給与の源泉徴収票に含まれている場合は、申告の際には別書きにしてください。																																																																	
⑭ 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法の共済契約や心身障害者扶養共済制度の掛金が該当します。「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」には記入欄がありませんので、「4 所得から差し引かれる金額」に直接記入してください。																																																																	
⑮ 生命保険料控除	<p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に支払額を、「4 所得から差し引かれる金額」に下記の表により求めた控除額を記入してください。一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料は別々に計算し、合計します。</p> <table border="1" data-bbox="354 367 1453 568"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約（平成24年1月1日以後締結）</th> <th colspan="2">旧契約（平成23年12月31日以前締結）</th> </tr> <tr> <th>A 支払金額</th> <th>控除額</th> <th>B 支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超～32,000 円以下</td> <td>(A×1/2)+6,000 円</td> <td>15,000 円超～40,000 円以下</td> <td>(B×1/2)+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超～56,000 円以下</td> <td>(A×1/4)+14,000 円</td> <td>40,000 円超～70,000 円以下</td> <td>(B×1/4)+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超</td> <td>28,000 円</td> <td>70,000 円超</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計適用限度額は 70,000 円となります。金額の多少にかかわらず申告用支払証明書をお持ちください。</p>	新契約（平成24年1月1日以後締結）		旧契約（平成23年12月31日以前締結）		A 支払金額	控除額	B 支払金額	控除額	12,000 円以下	全額	15,000 円以下	全額	12,000 円超～32,000 円以下	(A×1/2)+6,000 円	15,000 円超～40,000 円以下	(B×1/2)+7,500 円	32,000 円超～56,000 円以下	(A×1/4)+14,000 円	40,000 円超～70,000 円以下	(B×1/4)+17,500 円	56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円																																									
新契約（平成24年1月1日以後締結）		旧契約（平成23年12月31日以前締結）																																																																
A 支払金額	控除額	B 支払金額	控除額																																																															
12,000 円以下	全額	15,000 円以下	全額																																																															
12,000 円超～32,000 円以下	(A×1/2)+6,000 円	15,000 円超～40,000 円以下	(B×1/2)+7,500 円																																																															
32,000 円超～56,000 円以下	(A×1/4)+14,000 円	40,000 円超～70,000 円以下	(B×1/4)+17,500 円																																																															
56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円																																																															
⑯ 地震保険料控除	<p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に支払額を記入してください。</p> <p>「4 所得から差し引かれる金額」に下記の表により求めた控除額を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="354 663 1453 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>A 支払金額</th> <th>控除額</th> <th>B 支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>A×1/2</td> <td>5,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> <td>5,000 円超～15,000 円以下</td> <td>(B×1/2)+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計適用限度額は 25,000 円となります。金額の多少にかかわらず申告用支払証明書をお持ちください。 ※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の対象となる一つの保険契約は、どちらか一方で計算します。</p>	地震保険料		旧長期損害保険料		A 支払金額	控除額	B 支払金額	控除額	50,000 円以下	A×1/2	5,000 円以下	全額	50,000 円超	25,000 円	5,000 円超～15,000 円以下	(B×1/2)+2,500 円	—	—	15,000 円超	10,000 円																																													
地震保険料		旧長期損害保険料																																																																
A 支払金額	控除額	B 支払金額	控除額																																																															
50,000 円以下	A×1/2	5,000 円以下	全額																																																															
50,000 円超	25,000 円	5,000 円超～15,000 円以下	(B×1/2)+2,500 円																																																															
—	—	15,000 円超	10,000 円																																																															
⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除	<p>寡婦・・・ひとり親控除に該当する方以外で、かつ、次の①又は②に該当する方が対象となります。</p> <p>①配偶者と死別した方、②離別し、かつ、扶養親族を有する方。</p> <p>ひとり親・・・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者が対象となります。</p> <p>※寡婦・ひとり親とも、合計所得が 500 万円以下の方が対象です。</p> <p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当する□にチェックを入れてください。</p> <p>「4 所得から差し引かれる金額」に控除額（寡婦…260,000 円、ひとり親…300,000 円）を記入してください。</p>																																																																	
⑲ 勤労学生控除	<p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の□欄にチェックを入れ、学校名を記入してください。</p> <p>「4 所得から差し引かれる金額」に控除額（260,000 円）を記入してください。学校等からの証明が必要です。</p>																																																																	
⑳ 障害者控除	<p>本人または同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合の控除です。障害の程度が確認できるように、申告の際に障害者手帳や証明書などを提示してください。精神障害の等級が 1 級、身体障害の程度が 1～2 級や 6 か月以上の寝たきりの重度の障害の方は特別障害者となります。</p> <p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に該当者の氏名、扶養特別障害者については同居/別居の選択、障害の程度を記入してください。「4 所得から差し引かれる金額」に控除額（障害者…260,000 円、特別障害者…300,000 円、同居特別障害者…530,000 円）を記入してください。</p>																																																																	
㉑ 配偶者控除・ ㉒ 配偶者特別控除	<p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に配偶者の氏名・生年月日・マイナンバー等、「4 所得から差し引かれる金額」に下記の表を参考に控除額を記入してください。老人配偶者控除は S28.1.1 以前生まれの方が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="354 1413 1430 1760"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者（扶養する人）の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超950 万円以下</th> <th>950 万円超1000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td rowspan="2">48 万円以下</td> <td>一般</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38 万円</td> <td>26 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>48 万円超100 万円以下</td> <td></td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超105 万円以下</td> <td></td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超110 万円以下</td> <td></td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超115 万円以下</td> <td></td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超120 万円以下</td> <td></td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超125 万円以下</td> <td></td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>125 万円超130 万円以下</td> <td></td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>130 万円超133 万円以下</td> <td></td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>133 万円超</td> <td></td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額		納税者（扶養する人）の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超950 万円以下	950 万円超1000 万円以下	配偶者控除	48 万円以下	一般	33 万円	22 万円	11 万円	老人	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者特別控除	48 万円超100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円		133 万円超		0 円	0 円	0 円
配偶者の合計所得金額				納税者（扶養する人）の合計所得金額																																																														
		900 万円以下	900 万円超950 万円以下	950 万円超1000 万円以下																																																														
配偶者控除	48 万円以下	一般	33 万円	22 万円	11 万円																																																													
		老人	38 万円	26 万円	13 万円																																																													
配偶者特別控除	48 万円超100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円																																																													
	100 万円超105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円																																																													
	105 万円超110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円																																																													
	110 万円超115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円																																																													
	115 万円超120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円																																																													
	120 万円超125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円																																																													
	125 万円超130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円																																																													
130 万円超133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円																																																														
	133 万円超		0 円	0 円	0 円																																																													
㉓ 扶養控除（親族）	<p>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に扶養親族の氏名・続柄・生年月日・マイナンバー・老人扶養親族については同居/別居の選択し、記入してください。「4 所得から差し引かれる金額」に控除額を記入してください。</p> <p>控除額は、一般扶養親族（S28.1.2～H12.1.1 生及び H16.1.2～H19.1.1 生）…330,000 円、特定扶養親族（H12.1.2～H16.1.1 生）…450,000 円、老人扶養親族（S28.1.1 以前生）…380,000 円、同居老親等扶養親族…450,000 円です。</p> <p>16 歳未満（H19. 1. 2 以降生）は扶養控除対象外ですが、16 歳未満の扶養親族についても氏名・生年月日等をこちらに記入してください。年少扶養親族が障害者に該当する場合は、㉔にも記入をお願いします。</p>																																																																	
㉔ 基礎控除	合計所得が 2,400 万以下…430,000 円、2,400 万超 2,450 万以下…290,000 円、2,450 万超 2500 万以下…150,000 円																																																																	
㉕ 雑損控除	災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合の控除です。この控除を受けたい方は、災害等に関連して支出した金額の領収書をお持ちください（申告書裏面に記入してください）。																																																																	
㉖ 医療費控除・ 医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	1 年間に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。事前に医療費の合計額を計算し、申告の際には、医療費の明細書又は、医療費通知をお持ちください。高額療養費や保険金などで医療費の補てんを受けた場合は、その金額も明細書に記入してください。また、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける際には検診又は予防接種を受けたことを明らかにする書類が必要となります。																																																																	

